

何のための「無償化」か

細川 孝（龍谷大学経営学部教授）

突然の解散、しかも異例の冒頭解散という事態を受けて行われた衆議院総選挙は、超大型の台風21号の直撃と同じ10月22日に投票日を迎えた。選挙の結果を受けて、考えることはさまざまだが、ここでは、「格差社会」との関わりで「教育の無償化」について考えてみたい。

わたしたちは2003年頃から後期中等教育（高校教育）や高等教育における「無償教育の漸進的導入」を正面に掲げて取り組んできた。その背景には、日本の異常な高学費と、「奨学金」という名に値しない「ローン」によって学習権を侵害されている学生たちの存在があった（この状況を、田中昌人は「有償教育の急進的高騰」「制度的虐待」として厳しく批判した）。

2012年9月、日本政府は国際人権規約における「無償教育の漸進的導入」に関しての「留保」を撤回することを国連に通告した。外務省のウェブサイトには「この通告により、……これらの規定にいう『特に、無償教育の漸進的な導入により』に拘束されることとなります」と記されたが、事態が改善されることはなかった。

このようなことからすると、今回の総選挙は隔世の感さえする。さらに言えば、2017年に入る頃から潮目の変化が見られるようになっていた。ほとんどの政党が「無償化」を口にするようになっていた（その対象は幼児教育・保育と大学教育が中心であった）。

「無償化」で議論される内容は多様であり、もろ手をあげて賛成とは言いがたいも

のも含んでいる。消費税の増税分を財源としたり、憲法改正と関連づけたりなどである。しかし、教育（費）をめぐる議論が政治の中心的なテーマの一つになったことは前向きに考えてよいだろう。

選挙が終わってからの状況を見ると、「無償化」の議論がどのように深められ、具体的にどのように実現されていくのかは、必ずしも明確ではないように思う。それは、選挙でも「無償化」という言葉がそれぞれの政党や候補者なりの使われ方をしたことにも起因しているのではないだろうか。

わたしたちは「無償教育の漸進的導入」（国際人権規約）という国際社会の認識の到達点に則るべきと考える。「無償教育の漸進的導入」は、「人権としての教育」を実現するために「特に」必要とされているのである。教育をすべての人にいきわたらせていくことが社会をより豊かにしていくという考え方もそこには根付いている。

重たい教育費の負担のために（当時者の）教育を受ける権利が侵害されるだけでなく、教育費を負担する者（家族を含む）を苦しめている。そのようなもとで、教育は「商品化」しており、日本社会において「人権としての教育」ということを語るのは困難であると承知している。

それでも、「格差社会」、格差・貧困という問題を生じさせている原因の一つが教育における格差（＝人権侵害）であるからには、強調せざるを得ない。同時に、「人権としての教育」を広く社会が共有できるようにすることが、「格差社会」の解決に資することであると深く自覚したい。